

一般社団法人熊本県歯科医師会個人情報保護規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人熊本県歯科医師会（以下、「本会」という。）の保有する個人情報につき、本会の個人情報保護方針に基づく適正な保護を実現するために必要な基本的事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、本会の役員、委員、職員、顧問、嘱託及び本会との契約に基づき本会にて就労する者（契約社員、派遣社員、アルバイト、パート等を含む。）（以下、「本会の役職員等」という。）に対し適用する。

2 個人情報を取り扱う業務を外部に委託する場合も、この規程の趣旨に従って、個人情報の保護を図るものとする。

(本規程の対象)

第3条 この規程は、本会が所有する会員、役員、職員、その他関係者の個人情報を対象とす

第2章 個人情報の収集

(収集の原則)

第4条 個人情報の収集にあたっては、利用目的を明確に定め、その目的の達成に必要な限度において行わなければならない。

2 個人情報の収集は、適法かつ公正な方法により行うものとする。

(特定の機微な個人情報の収集の禁止)

第5条 次に示す内容を含む個人情報の収集、利用及び提供を行ってはならない。

(1) 思想、信条及び宗教に関する事項

(2) 人種、民族、門地、本籍地、身体、精神障害、犯罪歴及びその他社会的差別の原因となる事項

(3) 勤労者の団結権、団体交渉及びその他の団体行動の行為に関する事項

(4) 集団示威行為への参加、請願権の行使及びその他の政治的権利の行使に関する事項

(5) 保健医療及び性生活に関する事項

(収集の手続き)

第6条 業務において新たに個人情報を収集する必要がある場合には、あらかじめ第15条に規定する個人情報保護管理者に利用目的及び実施方法を届け出て、承認を得るものとする

第3章 個人情報の利用

(個人情報の利用の原則)

第7条 個人情報は、原則として、利用目的の範囲内で、本会の役職員等が、業務の遂行上必要な限りにおいて利用できるものとする。

2 個人情報保護管理者の承諾を得ないで、個人情報の目的外利用、第三者への提供・預託、通常の利用場所からの持ち出し、外部への送信等の個人情報の漏洩行為をしてはならない。

3 本会の役職員等は、業務上知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その業務に係る職を退いた後も、同様とする。

(個人情報の利用目的とその公表)

第8条 個人情報を収集する目的は、本会の業務遂行の上で利用することである。なお、通常の業務で想定される個人情報の利用目的は、本会ホームページ、広報及び会誌等に公表するものとする。

(個人情報の委託処理等に関する措置)
第9条 個人情報を第三者との間で共同利用するか、又は業務を第三者に委託するために個人情報を当該委託先に預託する場合には、個人情報の適正な取り扱いの規程が含まれる業務委託契約を締結し、「個人情報の保護に関する法律」上、必要かつ適切な監督を行うものとする。

第4章 個人情報の適正管理

(個人情報の適正管理)
第10条 個人情報は、利用目的の達成に必要な範囲内において、正確かつ最新の状態で管理するものとする。

(個人情報の開示・訂正・利用停止・削除)
第11条 本人から自己の情報について開示が求められた場合は、合理的な期間内でこれに応じるものとする。
2 本人から自己の情報について訂正又は削除を求められた場合は、原則として合理的な期間内でこれに応じることとし、訂正又は削除を行った場合は、可能な範囲で当該本人に対し通知を行うものとする。
3 個人情報の開示・訂正・利用停止・削除の手続きに関する書類は別に定める。

(個人情報の安全性の確保)
第12条 取得した個人情報への不当なアクセス、又は個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏洩等の防止について合理的な措置を講じなければならない。

(個人情報の第三者への提供)
第13条 個人情報の第三者への提供は、本人の同意がない場合は禁止する。ただし、以下の場合には第三者に提供することがある。
(1) 令状等により要求された場合(届出、通知)
(2) 本会の目的達成のために事業を行う場合
(3) 会員の福利厚生のための共済互助、日歯福祉共済、日歯年金、公的年金等への提供
(4) 本会の業務を委託する場合
(5) 本会の監査等管理運営上必要な外部機関等への提供
2 第三者への提供は、個人情報保護管理者の承諾を得て、必要な措置を講じた後でなければならない。

(自己情報の利用又は提供の拒否権)
第14条 本会が保有している個人情報について、本人から自己の情報についての利用又は第三者への提供を拒まれた場合、これに応じなければならない。ただし、裁判所等及び令状に基づく権限の行使による開示請求等又は本会が法令に定められている義務の履行のために必要な場合については、この限りではない。

第5章 管理組織・体制

(個人情報保護管理者)
第15条 会長は、理事の中から個人情報保護管理者1名を任命し、本会における個人情報の管理業務を行わせるものとする。
2 個人情報保護管理者は、必要に応じ1名以上の個人情報保護担当者を選任し、必要な個人情報保護についての業務を行わせることができる。なお、個人情報保護管理者は、個人情報保護担当者を管理・監督しなければならない。

(個人情報コンプライアンス・プログラムの策定)
第16条 個人情報保護管理者は、関係者の協力を得て個人情報を保護するために必要な個人情報コンプライアンス・プログラムを立案して文書化し、かつ、毎年、実施、評価及び改善を行うものとする。

(教育・訓練の実施)
第17条 個人情報保護管理者は、本会の役職員等に個人情報コンプライアンス・プログラムの重要性を理解させ、確実な実施を図るために、所要の教育計画及び教育資料に基づき、継続的かつ定期的に教育・訓練を行う。

(監査)
第18条 会長は監査責任者1名を任命し、本会における個人情報の管理が個人情報コンプライアンス・プログラムに従い適正に実施されているか否かにつき定期的に監査を行わせるものとする。

(個人情報保護苦情・相談窓口の設置)
第19条 会長は、個人情報保護管理者と相談の上、個人情報保護苦情・相談窓口を設置し、その連絡先を第3条に定めた対象者に告知しなければならない。

第6章 個人情報の消去及び廃棄

(消去及び廃棄の手続き)
第20条 個人情報の消去及び廃棄は、本会の役職員等が、外部流出などの危険性を防止するための必要かつ適切な方法により、業務の遂行上必要な限りにおいて行うものとする。

第7章 罰 則

(罰則)
第21条 本会は、この規程に違反した本会の役職員等に対して理事会の決議を経て懲戒を行うことがある。

第8章 規程の見直し

(規程の改廃)
第22条 この規程を変更し、又は廃止しようとするときは、理事会の決議を経なければならない。

附 則

1 この規程は、本会設立登記の日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。